

# ～ 貸切バスご利用に関するご案内 ～

## ① 車両について

弊社が貸切バスとして保有している車両は、現在「輸送タイプ」の車両のみになります



☆車両外観一例☆



☆車内一例☆

通常の観光バスタイプとは異なりますので、ご利用の際にはご承知くださいますようお願いいたします  
(カラオケ・給茶・TVの用意はありません。一部車両は座席のリクライニング機能もございません)

～～例えば～～

- ・ 部活動の送迎
- ・ イベントなどでのシャトルバス
- ・ 企業様～駅、寮などの短距離送迎  
などに適している車両になります

※ 一部車両では「立席でのご利用」が可能で、1台で一度に大量輸送が可能となっております

## ② 高速道路利用について

一部の車輦においては、高速道路の利用が可能となっております  
(全席シートベルト装備の車輦に限る)

但し、高速道路ご利用の際は「立席」でのご利用は出来ません  
必ず着席定員でのご利用をお願いいたします

## ③ ETC利用について

有料道路利用時には、当社ETCカード利用による通行料金の立替も承っております  
ご利用の際は、下記の点にご留意下さい

- ETC利用の場合、当日の領収書の発行はできません
- 当日に通行料金を現金で精算される場合、有料道路への進入時はETCゲートを通過し、流出時はETCゲートを通過せず、料金所で一旦停車し、現金精算の上、係員から領収書を受取る対応とさせていただきます
- 弊社車両専用のETCカード以外の使用は原則お断りいたします。お持ち込みされた場合は、車載機に通さず、一般のレーンを通行しますので、スマートインターの利用及びETC割引の適用はできませんのでご了承下さい

## ④ ご利用エリアについて

弊社は、国の認可を受けた貸切バス会社になります  
法令に則った条件での運行となります

ご利用いただけますのは当社の営業事業区域である岐阜県内です  
ただし、出発地または帰着地のどちらかが営業区域内であれば運行できます

## ⑤ 行程、プランの作成について

ご利用の行程作成につきましては、お客様ご自身でお願いしております

但し、宿泊や昼食、入場などの予約手配が伴うものについてお困りごとがありましたら  
弊社旅行事業部にてご相談を承ります  
お気軽にお問い合わせください

また、労働基準法による「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）について、予めお客様ご自身でご理解下さり、定められている自動車運転者の労働時間などを充分ご理解の上、ご旅行プランをお立てください（乗務員の拘束時間・運転時間・休憩時間などが定められています）

なお、この改善基準告示に違反する運行につきましてはお引き受けできません

行程途中における行程変更により、違反の恐れがある場合も承れませんので十分ご注意ください

## ⑥ 配車、運行について

配車～運行については以下の点にご注意ください

- ・ 配車場所は、お客様の安全が確保された場所でお願ひします  
道路交通法上、規制、禁止、制限がある場所での乗降は承れません、また、禁止除外申請をされる場合については、調査の上、可能な場所である場合は弊社旅行事業部により有料にて手配代行を行います
- ・ 配車時間は原則、10～15分前まででお願ひしております（場所により、短時間～着発でのご案内になる場合もあります）
- ・ バス1台につき必ず1名様以上のバス運行担当者をお決めいただき、人員の確認、出発の指示などは必ず担当者様よりお願ひします
- ・ 駐車場などが有料である場合、必ずお客様による支払いをお願ひします  
また、回送の場合であっても、安全上などの観点で駐車場など有料施設に入る必要があると当社が判断した場合、その料金はおお客様の負担でお願ひします（セントレアなど）
- ・ 回送時に、有料道路を使用するケースにおいても、その利用の料金は、お客様の負担でお願ひしております（セントレアの橋の通行料金など）
- ・ 名古屋駅西口など、送迎指定場所の利用が有料の場合においてもその予約は基本当社で行いますが、利用料金はお客様負担にてお願ひします
- ・ 原則、ワンマン運行（運転士のみ）になりますので、バスを離れてのお客様のお迎え、精算業務、添乗員やガイド業務の代行などは致しませんのでご注意ください  
補助要員（添乗員など）をご希望の場合は、手配が可能な場合に限り、別料金にて承ります

## ⑦ バス運賃・キャンセル料について

当社が収受する運賃及び料金は、乗車時において地方運輸局長に届け出て実施しているものによります

当社は、契約責任者に対し、運送申込書を提出するときに所定の運賃及び料金の20%以上を、配車の日の前日までに所定の運賃及び料金の残額をそれぞれ支払うよう求めることを原則とします

当社は、契約責任者が、その都合により運送契約を解除するときは、その者から、次の区分により違約料を申し受けます

- ・ 配車日の14日前から8日前まで… 所定の運賃及び料金の20%に相当する額
- ・ 配車日の7日前から配車日時の24時間前まで… 所定の運賃及び料金の30%に相当する額
- ・ 配車日時の24時間前以降… 所定の運賃及び料金の50%に相当する額

当社は、契約責任者が、その都合により配車車両数の20%以上の数の車両の減少を伴う運送契約の内容の変更をするときは、その者から、減少した配車車両につき、前項の例により算出した額の違約料を申し受けます

当社は、乗車券の券面に記載した配車日時に所定の配車をした場合において、出発時刻から30分を経過しても旅客が乗車についての意思表示をしないときには、当該車両について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなします

※ その他詳細につきましては、当社運送約款に準拠します

## ⑧ 最後に

バスは安全運行に努めてまいりますが、ご乗車の際は必ずシートベルトを着用していただきますようお願いいたします

ご乗車時は、マスク着装や手指消毒など衛生対策を皆様にて講じていただき、全員が安心して快適な車内空間づくりにご協力をお願いいたします

運行中は乗務員からの要請や指示に従っていただきますようお願いいたします

